



■ 地区計画とは

- 地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めることができる都市計画法に基づく制度で、今回策定するガイドラインの実効性を担保するものとなります。

■ 土地区画整理事業とは

- 土地区画整理事業は、安全で住みよいまちとするため、土地所有者の土地を少しずつ出し合って、道路、公園などの公共施設を計画的に整備、改善し、土地・区画の形を整えて、良好な環境を備えた宅地整備を行う総合的なまちづくり事業です。